

○厚生労働省告示第四十五号
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和七年三月一日から適用する。
 令和七年二月二十八日
 厚生労働大臣 福岡 資麿
 (傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
別表		
I (略)		
II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(ツイルムを除く。)及びその材料価格		
001~063 (略)		
064 脊椎固定用材料		
(1) 脊椎ロッド		
① (略)		
② 標準型・患者適合型	80,100円	(新設)
③ 特殊型	36,500円	② 特殊型
④ 特殊型・患者適合型	80,100円	(新設)
(2)~(11) (略)		
065~112 (略)		
113 植込式心臓ペースメーカー用リード		
(1) リード		
① 経静脈リード		
ア~エ (略)		
オ 特殊型	78,700円	(新設)
② (略)		
(2)・(3) (略)		
114~116 (略)		
別表		
I (略)		
II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(ツイルムを除く。)及びその材料価格		
001~063 (略)		
064 脊椎固定用材料		
(1) 脊椎ロッド		
① (略)		
(新設)		
② 特殊型	36,500円	② 特殊型
(新設)		
(2)~(11) (略)		
065~112 (略)		
113 植込式心臓ペースメーカー用リード		
(1) リード		
① 経静脈リード		
ア~エ (略)		
(新設)		
② (略)		
(2)・(3) (略)		
114~116 (略)		

117	植込型除細動器				
	(1) 植込型除細動器 (Ⅲ型)				
	①・② (略)				
	③ 胸骨下植込式電極併用型				3,560,000円
	(2) (略)				
118	植込型除細動器用カテーテル電極				
	(1)～(4) (略)				
	(5) 植込型除細動器用カテーテル電極 (胸骨下植込式)				650,000円
119～131	(略)				
132	ガイドインテグカテーテル				
	(1) (略)				
	(2) 脳血管用				
	①～④ (略)				
	⑤ 自己拡張型				284,000円
	(3)・(4) (略)				
133	血管内手術用カテーテル				
	(1)～(6) (略)				
	(7) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル				
	① (略)				
	② 頸動脈用ステント併用型				
	ア～ウ (略)				
	エ 経頸動脈型				560,000円
	(8)～(23) (略)				
134～176	(略)				
177	心房中隔穿刺針				
	(1) 高周波型				
	① 標準型				54,100円
	② 特殊型				60,900円
	(2)・(3) (略)				
178～183	(略)				
184	仙骨神経刺激装置				
	(1) (略)				
	(2) 長期留置型				1,060,000円
	(3) 充電式				1,060,000円
185～230	(略)				
Ⅲ～Ⅴ	(略)				
Ⅵ	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
001	(略)				
002	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)	1 g		11,136円	
003	歯科鑄造用14カラット金合金鈎用 (J I S 適合品)	1 g		9,827円	
117	植込型除細動器				
	(1) 植込型除細動器 (Ⅲ型)				
	①・② (略)				
	(新設)				
	(2) (略)				
118	植込型除細動器用カテーテル電極				
	(1)～(4) (略)				
	(新設)				
119～131	(略)				
132	ガイドインテグカテーテル				
	(1) (略)				
	(2) 脳血管用				
	①～④ (略)				
	(新設)				
(3)・(4) (略)					
133	血管内手術用カテーテル				
	(1)～(6) (略)				
	(7) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル				
	① (略)				
	② 頸動脈用ステント併用型				
	ア～ウ (略)				
	(新設)				
(8)～(23) (略)					
134～176	(略)				
177	心房中隔穿刺針				
	(1) 高周波型				
	(新設)				
	(新設)				
(2)・(3) (略)					
178～183	(略)				
184	仙骨神経刺激装置				
	(1) (略)				
	(新設)				
	(2) 充電式				
185～230	(略)				
Ⅲ～Ⅴ	(略)				
Ⅵ	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
001	(略)				
002	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)	1 g		10,390円	
003	歯科鑄造用14カラット金合金鈎用 (J I S 適合品)	1 g		9,081円	

004	歯科用14カラット金合金銅用線 (金58.33%以上)	1 g	9,922円	004	歯科用14カラット金合金銅用線 (金58.33%以上)	1 g	9,176円
005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	9,911円	005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	9,165円
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	3,230円	006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	3,010円
007~009	(略)			007~009	(略)		
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	4,785円	010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	4,543円
011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	185円	011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	177円
012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	210円	012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	202円
013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	249円	013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	244円
014~069	(略)			014~069	(略)		
VII~IX	(略)			VII~IX	(略)		